

令和 7 年度

危機管理マニュアル

枚方市立船橋小学校

令和 7 年 6 月 1 日改訂

目次

(1) 火災対策	2~4
(2) 地震対策	4~5
(3) 引き渡し	5~7
(4) 風水害対策	8
(5) ミサイル発射情報に対するガイドライン	9~10
(6) 熱中症予防	11
(7) 不審者等への対応	12~13
(8) けがや急病の場合	14~15
(9) 本校の門扉警備体制・校内巡視について	16~17
(10) その他	17~18

このマニュアルは学校保健安全法 第 29 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して危機管理マニュアルを作成し、安全管理と安全教育の両面から取組を行う。

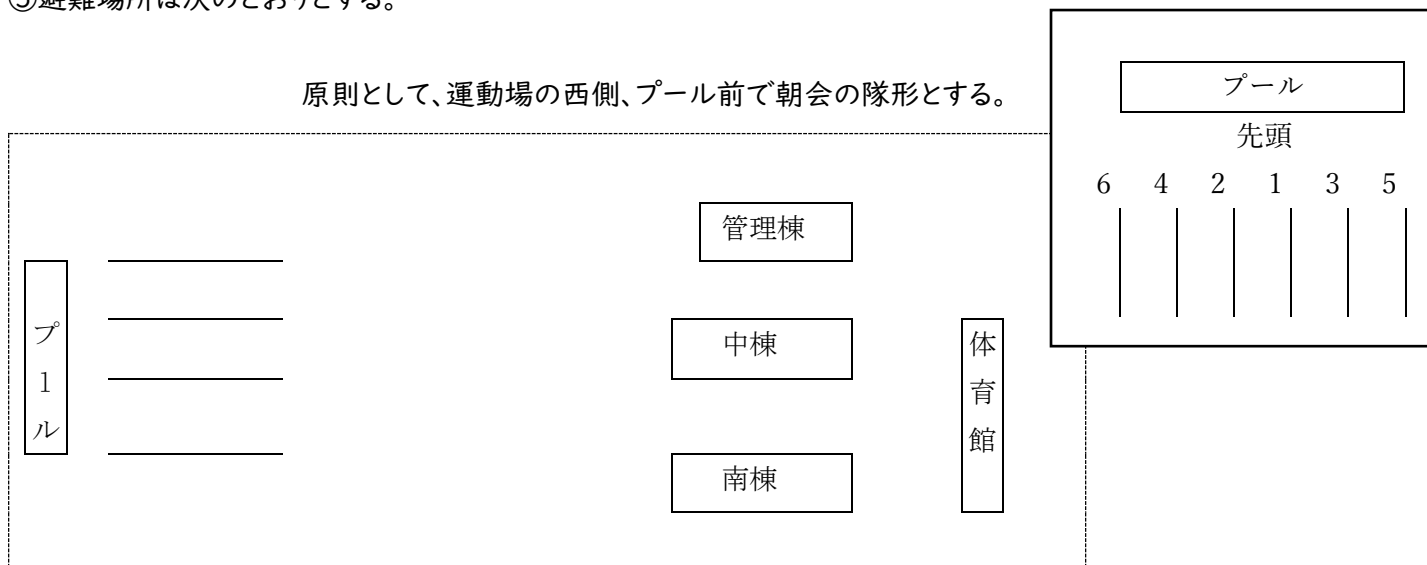
非常災害時の行動及び防災計画

目的…この計画は、消防法第8条第1項に基づき、枚方市立船橋小学校における防災管理業務について必要な事項を定めて、火災、地震、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の防止を図ることを目的とする。

(1) 火災対策

- ① 学校またはその付近に非常災害が発生した場合は、本校職員は、本規定に基づき沈着冷静、臨機応変の処置をとる。非常時に職員が不在の時は、直ちに登校する。
- ② 職員勤務時間外に校内または学校付近に大災の発生した場合は、施設管理人はまず下記の処置をとる。
 1. 消防署（119）、警察署（110）、学校長、教頭に急報する
 2. 学校長の指示により、教育委員会、職員、PTA会長に急報する。
 3. 学校長または職員来校まで、責任を持って現場保持または防護に努める。
 4. 重要物品の搬出及び保管について ○重要文書・帳簿 ○公印 ○図書その他の備品
- ③ 職員勤務時間中（児童在校中）に校内または学校付近に非常災害（火災・水害その他）が発生した場合は、直ちに非常放送により全校に連絡する。
- ④ 避難方法は次のとおりとする。
 1. 学校長または職員は、出火場所、風向き、火力等を考慮して安全な場所を指示する。
 2. 職員（校務員）は、直ちに各非常口の開放を確認する。
 3. 学級担任は、学校長の指示に従って、児童を安全な場所へ引率し朝会の隊形に整列させ点呼をとる。
 4. 担任以外の職員は、学校長の指示のもと非常勤務につく。
 5. 避難に際しては、状況により、次のような処置をとる。
 - ・地区別に集合させて、集団下校させる。
 - ・学級担任が引率して、安全な場所に避難させ、保護者に確実に引き継ぐ。
 - ・必要に応じてPTA、地域諸団体、警察に連絡を取り、危険箇所の点検や立ち番、パトロール等を要請する。

⑤避難場所は次のとおりとする。



⑥防火対策

1. 平常時の対策

(ア) 火気、電気、ガス、薬品等の設備及び取扱いには、細心の注意をはらう。

(イ) 防火責任者を設け、常に注意をはらう。

(ウ) 各場所に防火資材を常置し、非常に備える。

2. 施設管理人の勤務

(ア) 火気、電気、ガス、薬品等の設備及び取扱いには、細心の注意をはらう。

(イ) 校内巡視を定期的に行う。

・午後5時・午後7時・午後9時

※火災予防、盗難には十分注意すること。特に、巡回については各階各部屋を点検し、火気、電気、ガス等の安全が保たれていることを確認する。

⑦避難の心得

1. 足元、特に階段に気をつけ、「おさない、走らない、静かに、戻らない、近づかない」の原則を守って行動する。

2. 出入口、窓を閉める。

3. 発生場所から遠い経路を通り、腰を低くしハンカチ等で口と鼻を覆って避難する。

4. 避難場所に着いたら、素早く整列し、人員を点呼して指揮者に報告する

⑧火災時の組織

総指揮 学校長 （学校長が不在の場合は教頭、管理職が不在の場合は花田が指揮を行う）

通 報 教頭 教務 事務

非常持ちだし 教務 事務

消 火 各学年主任

救 護 養護教諭

児童保護 1 年 1・2組担任 2 年 1・2組担任 3 年 1・2・3組担任

4 年 1・2・3組担任 5 年 1・2・3組担任 6 年 1・2・3組担任

配慮を要する児童の保護 支援担任9名

各場所の防火責任者

校長室……校長

放送室……ICT主担

保健室……養護教諭

女子更衣室…養護教諭

図書室……司書教諭

図工室……教科図工

給食調理場…栄養教諭

英語教室・児童会室…外国語専科

クラブ室…児童会担当

教材室……教務

通級指導教室…通級担任

校務員室……校務員

管理員室……施設管理人

音楽室……音楽専科

休養室……校務員

心の教室……教頭

家庭科室……教科家庭科

農具倉庫……校務員

西倉庫……児童会担当

コンピューター室…ICT主担

3.4年更衣室…3.4年主任

5.6年更衣室…5,6年主任

職員室……教頭

会議室……学校事務

男子更衣室…教務

理科室……理科専科

生活科室…教科生活科

作業室……校務員

災害備蓄庫…教頭

体育館…教科体育

体育・石灰倉庫…教科体育

校区集会室…教頭

プール……行事部（水泳指導）

(2) 地震対策

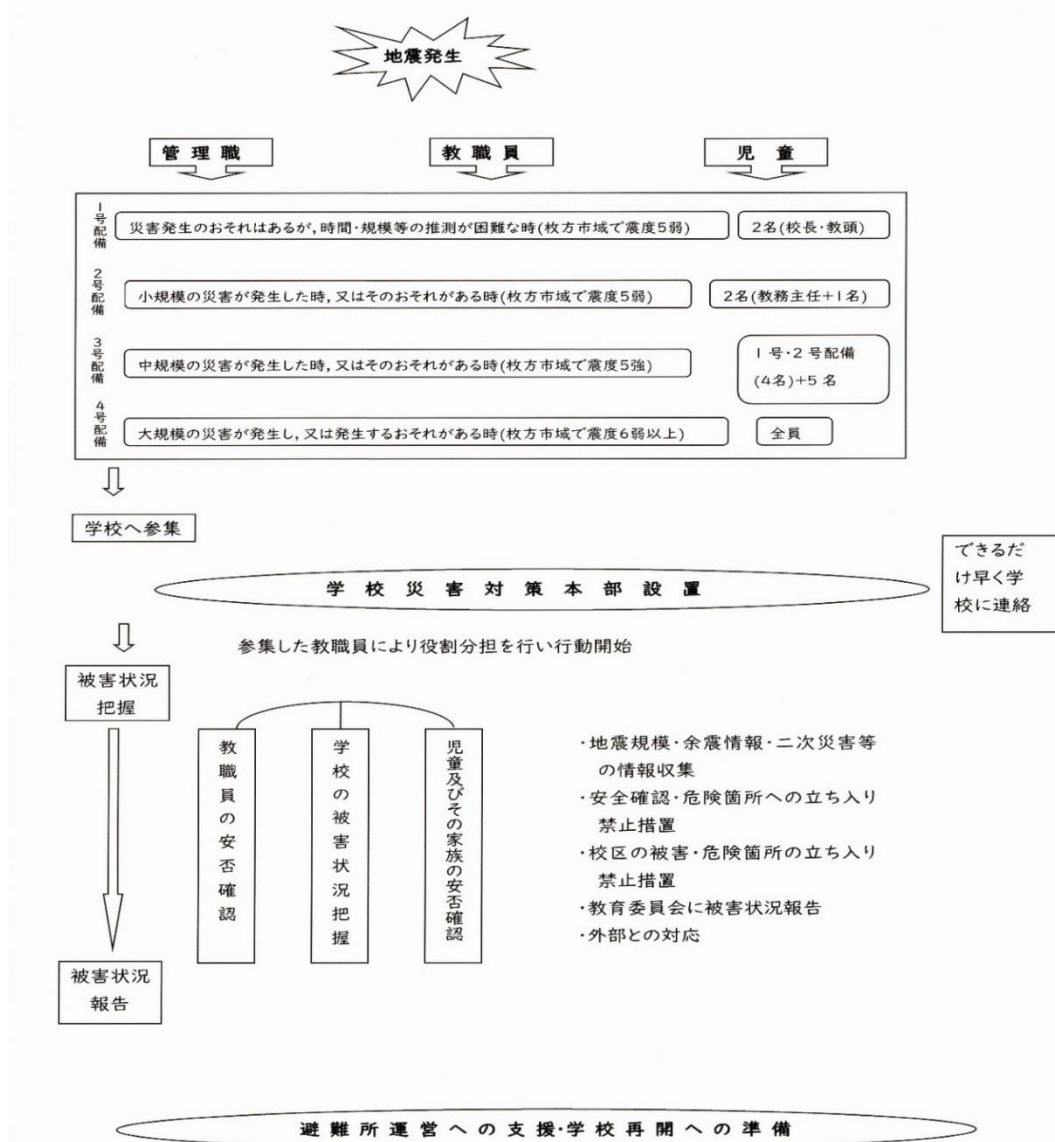
1. 平常時指導

- ①それぞれの場所での避難の仕方、避難経路の確認をする。
- ②静かに、揺れが収まるのを待ち、落下物に気をつける。
- ③近くに教職員がいないときは、自らの判断で身の安全を確保することに全力を尽くすことや、自分の安全を確保した上で、周りに困っている人がいたら声をかけるなど、互いに協力して安全を確保するよう努めることなどを確認する。
- ④「お」おさない、「は」はしらない、「し」しずかにする、「も」もどらない、「ち」ちかづかないの確認。
- ⑤手元があれば、帽子を着用し避難する。学習用具など頭を守れるものがある場合、それで頭を守りながら避難する。
- ⑥避難後の隊形の確認。
- ⑦火災が伴う場合、ハンカチで鼻と口を覆い、姿勢を低くして運動場へ出る。
- ⑧大規模災害が発生すると、地域・自宅・保護者の様子がわからないため、児童だけでは安全に下校できないことや保護者に引き渡しとなることを周知しておく。「待つ」時間が長い、児童全員の安全のため静かに待つことが必要であると指導する。

2. 避難までの流れ

- ①担任の指導のもとに、学習用具はそのままにして、机の下に避難する。
(身体の不自由な児童や配慮を要する児童に注意する)
- ②担任は出口を確保し、電気、エアコン、ストーブを消す。(理科室や家庭科室など、火を使用している場合、ただちに火を消し、ガスの元栓を閉める。)
- ③担任の指導のもとに、帽子や頭を守れる学習用具等を着用し所定の避難経路を通して避難する。
見回り担当も、各自確認に向かう。(残っている子どもがいないか、学校施設の破損、火災の発生等はないか等を見て回る)。
- ④運動場では、棟ごとの隊形(図参照)で、プールの方を向いて並ぶ。(2列バディー)
- ⑤担任は人員を点呼し、学校長に異常の有無を報告する。

⑥児童は次の指示を聞く。



(3)引き渡し

※震度5弱以上の場合は保護者へ引き渡しする。

職員	児童	保護者
・正門を開け、保護者の誘導 ・引き取り開始(児童の確認が取れ次第) ・担任は災害用児童引渡しカードをもとに保護者を確認する。(候補者欄にチェックを入れる。) ・引き取り終了	・運動場に集合(学年ごと) ・担任に呼ばれた児童は、保護者の元へ行く。 ・お迎えがない場合は待機。	・各クラスの列ごとに並ぶ。 (体育館の場合は、各学年の入り口前に並ぶ。) ・各クラス担任に氏名を伝え、児童を引き取る。 兄弟がいる家庭は、上の学年を先に迎えに行き、その後、下の学年を迎えに行く。

※各担任は「災害用引渡しカード」に記入している、候補者にのみ引き渡す。(どの候補者でも可)

→カードの候補者でない場合は保護者に電話し、その人に渡して良いか確認する。

○震度5弱以上の地震が発生したときの対応

①登校前…臨時休業

- ・前日の下校以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休校とする。
- ・土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則臨時休業とする。

②登校中…児童は危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難。

揺れがおさまった後、原則として登校。

③在校時…地震は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら余震に備えて校庭へ避難。

児童の確認・保護。安否情報及び、下校について保護者に連絡。

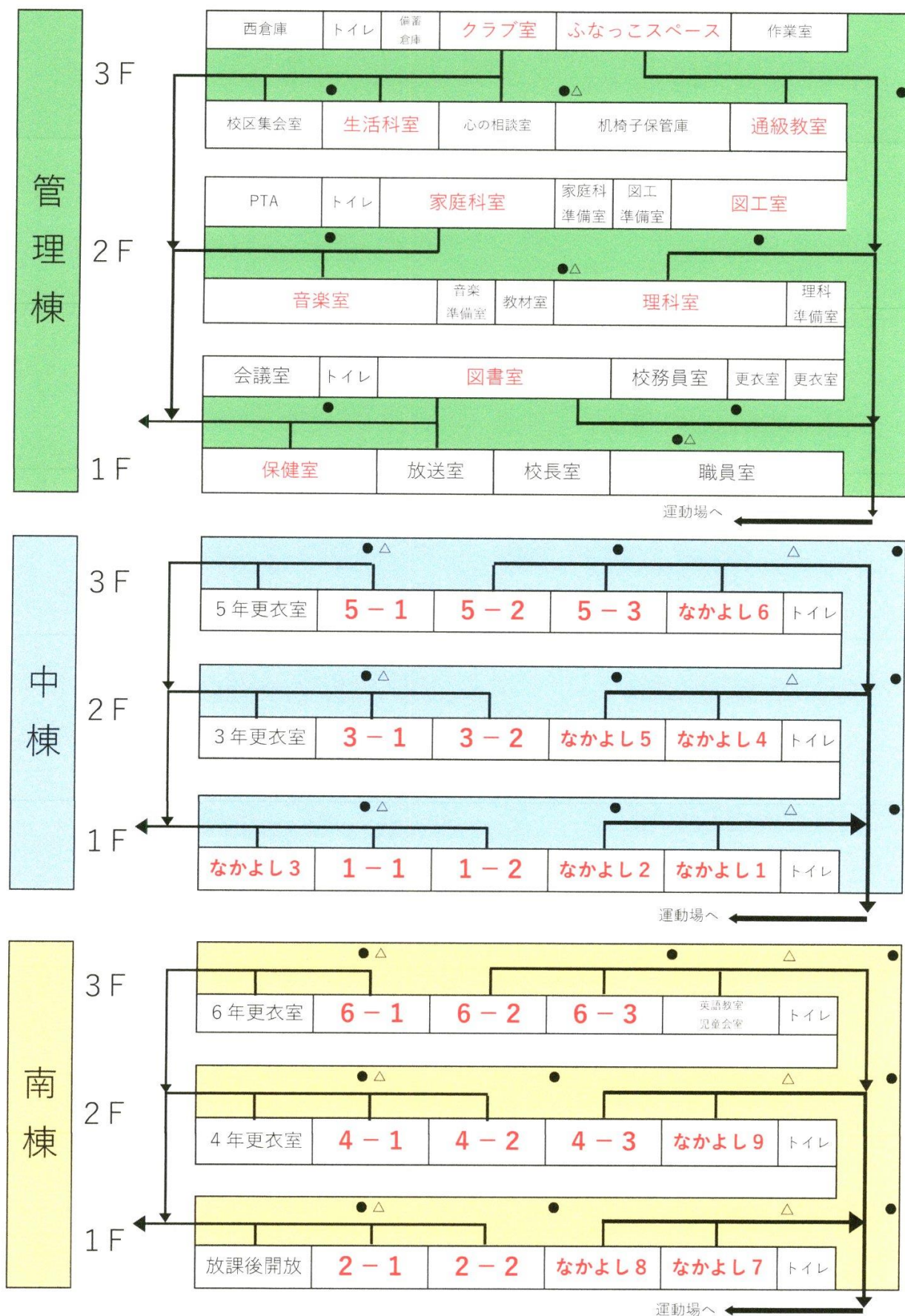
保護者への引渡し。以降、臨時休校。

④下校中…児童は危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難。

揺れがおさまった後、原則として自宅へ。

5.避難経路

●消火器 △消火栓



(4) 風水害対策

風水害発生状況により、学校長の指示のもと、登校停止、引き渡し等適切な処置をとる。

具体的対応は以下の通り。

○特別警報

1. 枚方市に午前7時現在「特別警報」が発表されている場合は臨時休校
2. 児童が在校中に「特別警報」が発表された場合は状況判断ができるまで原則として学校待機
状況によっては、教育委員会と連携・対応します。

○暴風（雪）警報・洪水警報・大雨警報

1. 大雨・暴風（雪）警報・洪水警報が枚方市に発表された時

午前 7 時現在	発表中	登校を見合わせ、解除になるまで自宅待機		
午前 9 時現在	発表中	登校を見合わせ、解除になるまで自宅待機		
	解除	第 2 校時（10 時）授業開始 ・ 9 時 50 分ごろ学校につくよう集団登校 ＊集団登校の集合時刻		* 給食あり 2 時間目 10:00～10:45 3 時間目 10:50～11:35 4 時間目 11:40～12:25
		高野道	9 時 20 分	5 時間目 13:40～14:25
		高野道以外	9 時 35 分	6 時間目 14:30～15:15 ＊下校は平常通り
	午前 10 時現在	発表中	臨時休校→・ロイロノート等による健康観察 や連絡	
解除		第 3 校時（10 時 40 分）授業開始 ・ 10 時 30 分ごろ学校につくよう集団登校 12 時 20 分ごろ下校 ＊集団登校の集合時刻		4 時間目 11:40～12:25 ＊第 4 校時後下校
		高野道	10 時 10 分	
		高野道以外	10 時 25 分	

登校後に「大雨・暴風（雪）・洪水警報」が発表された場合

原則、学校待機とし、引き渡し下校とします。なお、下校開始時刻等は、学校よりまなびポケット等でお知らせします。

(5) ミサイル発射情報に対するガイドライン

Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

※本ガイドラインは大阪府教育庁が作成のガイドラインをもとに、次の2点について変更しています。

- ①市立学校園を対象としています。
- ②枚方市の位置関係を考慮し、対象範囲として「枚方市を中心とした一定距離圏内（約 30 km）」を含めています。

(1) あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

1 幼児児童生徒等の避難方法や安全確保の方策

下記「Ⅱ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

2 幼児児童生徒等の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

(2) Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※ 幼児児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないように、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

1 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

＜近くにミサイルが落下した場合＞

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。
行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

2 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外（約 30 km）または大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れる場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内（約 30 km）または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立学校園の対応

①Jアラートが発信されたときの行動

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

在 校 ・ 在 園 時	校園舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、幼児児童生徒等の安全確保に努める
登 校 ・ 登 園 前	自宅待機
登 下 校 時	学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等を校園舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校外・園外活動時	引率教員等は、幼児児童生徒等を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

②状況別の臨時休業の取扱い等

状 パ タ ー ン	A	B	C	D
	領土・領海 外に落下	日本の上空 を通過	領土・領海 に落下 (Dを除く)	枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km) または大阪府域に落下
臨 時 休 業 の 取 り 扱 い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在 校 ・ 在 園 時	教育活動を再開			①原則として幼児児童生徒等を学校園で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する
登 下 校 時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、児童生徒支援室まで報告すること			○学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等については、在校・在園時に準じた対応を行う
校外・園外活動時	安全確認後、校外・園外活動を再開			①幼児児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する

(6) 熱中症予防

熱中症予防の行動について

黒球付き暑さ指数計を使い、屋外の日の当たる場所で WBGT 値を測定し、以下の指標に従って行動する。

日常生活に関する指針

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31 以上)	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28～31)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25～28)	中等度以上の生活 活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り 入れる。
注意 (25 未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生 する危険性がある。

日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.4」(2022) より改編 ※3

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31 以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など 体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20 分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、 水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30 分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極 的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21 未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補 給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生する ので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019) より

(7) 不審者等への対応

児童在校時はもとより、登下校時の安全確保も視野に入れて以下の取り組みを進める。

○門の施錠

門は常に施錠し、不審者の侵入を防ぐ。

○来校者の確認

職員は、来校者への声かけを励行し、不審者と判断した場合は、防犯ブザーもしくはホイッスルを鳴らすとともに、児童の安全を確認した上で他の職員、職員室へすぐに連絡する。

○児童の誘導

連絡を受けた学校長は状況を判断し、必要な場合は

- ① 教室待機
- ② 避難誘導
- ③ 避難後、担任は人員を点呼し、学校長に以上の有無を報告する。
- ④ 保護者へ引き渡し下校措置をとる。

○関係機関への連絡

校長（教頭）は状況に応じて、①教育委員会②警察③消防④PTA⑤近隣の各学校・幼稚園・保育所へ連絡する。

○施設面での対処

- ・児童が登校した後は、校門（正門、南門）を閉鎖しておく。
- ・来校者には、職員室に来てもらうよう掲示物で知らせる。
- ・来校者に対しては、インターフォンで対応し不審な場合は複数で対応する。
- ・来校者用のネームプレートを監視ボックスに用意し、着用してもらう。
- ・避難経路については常に確認し、障害がないか点検する。
- ・職員は常に名札を着用するとともに、非常ブザーもしくはホイッスルを携帯する。

○保護者、地域への要請

不審者についてはメール配信等を活用し保護者に積極的に情報を流すとともに、児童の安全確保について関係団体に対しても通学路を含む校区内の安全点検及び、緊急避難時の安全確認や校区パトロールなど協力を要請する。

○緊急連絡先

学校868-1251	枚方警察845-1234	救急119
招堤北中学校 050-7102-9265		PTA会長
校区コミュニティー会長	ふなっこサポート隊	防犯会長

○緊急時の役割分担

総指揮・・・校長

総務（緊急連絡、放送等）・・・教頭、教務（必要に応じて担外）

隔離・説得・防御・・・校長、教頭〈安全監視員〉

児童の保護及び避難誘導・・・各担任

※ 授業及び有休補助等の教員で避難誘導をする

[配慮を要する児童・・・支援学級担任]

※ 支援学級在籍児童がどこで授業を受けているのか絶えず把握しておく

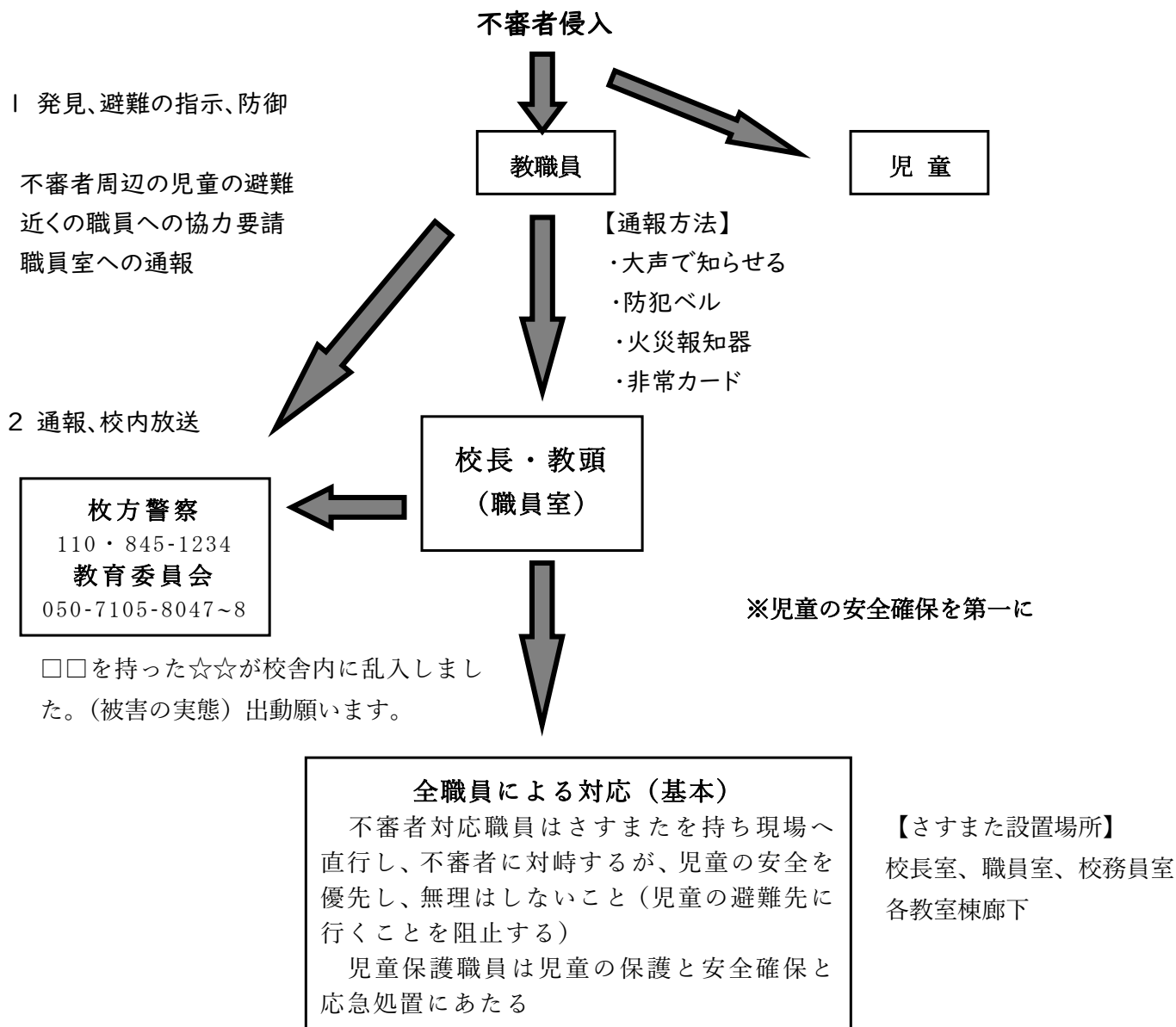
救護班・・・養護教諭

※ 必要に応じて調理場職員も参加する

◎ 不審者対応（現場に向かう者）

安全監視員（教務 校務員 支援担 4名）

(6) 学校へ凶器等を持った者が侵入した場合の対応



校長・教頭	医療機関への連絡、警察・市教委への報告、(報道機関への対応)
担任・担外	避難誘導、安全確保、(保護者への連絡、家庭訪問)
養護教諭・(担外)	応急処置、医療機関への医院への連絡、(救急車への同乗)
事務職員・校務員	電話対応、各種連絡

※ 他の職員も必要に応じて、児童の安全確保・応急処置に参加する。

※ 安全確保ができれば、全校児童を運動場に集める。

(8) けがや急病の場合

○ 職員の役割

- ・第1発見者…状況を的確に判断し学級担任、養護教諭、管理職に連絡する。
子どもから連絡があった場合も同様とする。
- ・学級担任…場合に応じて家庭、養護教諭、管理職に連絡する。
- ・養護教諭…応急手当をする。
学級担任、家庭、管理職に連絡する。
必要に応じて、医療機関への受診の手配をする。
- ・管理職…必要に応じて、救急車を要請する。
教育委員会をはじめ、関係機関（関係者）に連絡する。
状況に応じて、医療機関へ搬送する。

① 家庭への連絡

- ・けが（病気）の様子を簡潔に報告する。保護者に誤解を招かないように、言葉遣いに注意する。
- ・受診が必要な場合、保護者に連絡をし、原則学校近くの医療機関へ搬送する。可能な限り、保護者の同席を依頼し、健康保険証等の持参をお願いする。
- ・加害者と被害者がいる場合は、双方の保護者に連絡し、状況を詳しく説明できるように情報の収集と整理をする。

② 医療機関への連絡

- ・学校名をはっきり告げる。
- ・事故やけがの状態の概要、児童の性別・年齢を伝え、受診できるかどうか（保護者が来られない場合はその旨も伝えて）確認する。

○ 搬送の場合

- ・タクシー、救急車を利用する。
- ・健康管理個人票のコピーを持参する。
- ・タクシーを利用する場合はタクシーチケットを持参する。タクシーチケットはタクシー代を記入し、半券は持って帰る。（校外学習の時などは、領収書をもらっておく。）
- ・救急車は、管理職が要請するが、不在の場合はこの限りでない。
- ・大きいけが（生命に危険がある場合など）の場合は、職員と一緒に校長もしくは教頭が付き添う。

○ 施設・設備の安全確保について

- ・日常の安全点検を心掛け、事故を未然に防ぐようにつとめる。
- ・人権生活指導部の学校安全担当を中心に月1回全職員で安全点検を実施する。
- ・破損の状況がある場合は、速やかに担当（管理職）に連絡する。安全点検を実施する
- ・校内で対処できるものについては、校務員に依頼するほか、教育委員会とも連絡をとって対処する。

○ 日常的なけがの手当てについて

- ① 擦り傷…とにかく水道水で傷をきれいに洗い、絆創膏やガーゼで保護。
- ② 打撲…冷やす（保冷剤や流水）
- ③ 捻挫・突き指…冷やす。固定。湿布はあまり使わない。
- ④ やけど…すぐに流水で冷やす。（10分間）
- ⑤ 鼻出血…鼻をつまんで、下を向いて座らせる。

○ アレルギー症状がある（食物の関与が疑われる）原因食物を食べた原因食物に触れたれた（可能性を含む）

・全身の症状 呼吸器の症状 消化器の症状

□ ぐったり □ のどや胸が締め付けられる □ 我慢できない腹痛 □ 意識もうろう □ 声がかすれる □ 繰り返し吐き続ける □ 尿や便を漏らす □ 犬が吠えるようなせき □ 脈が触れにくい □ 息がしにくい
□ 唇や爪が青白い □ 持続する強いせき込み □ ゼーゼーする呼吸

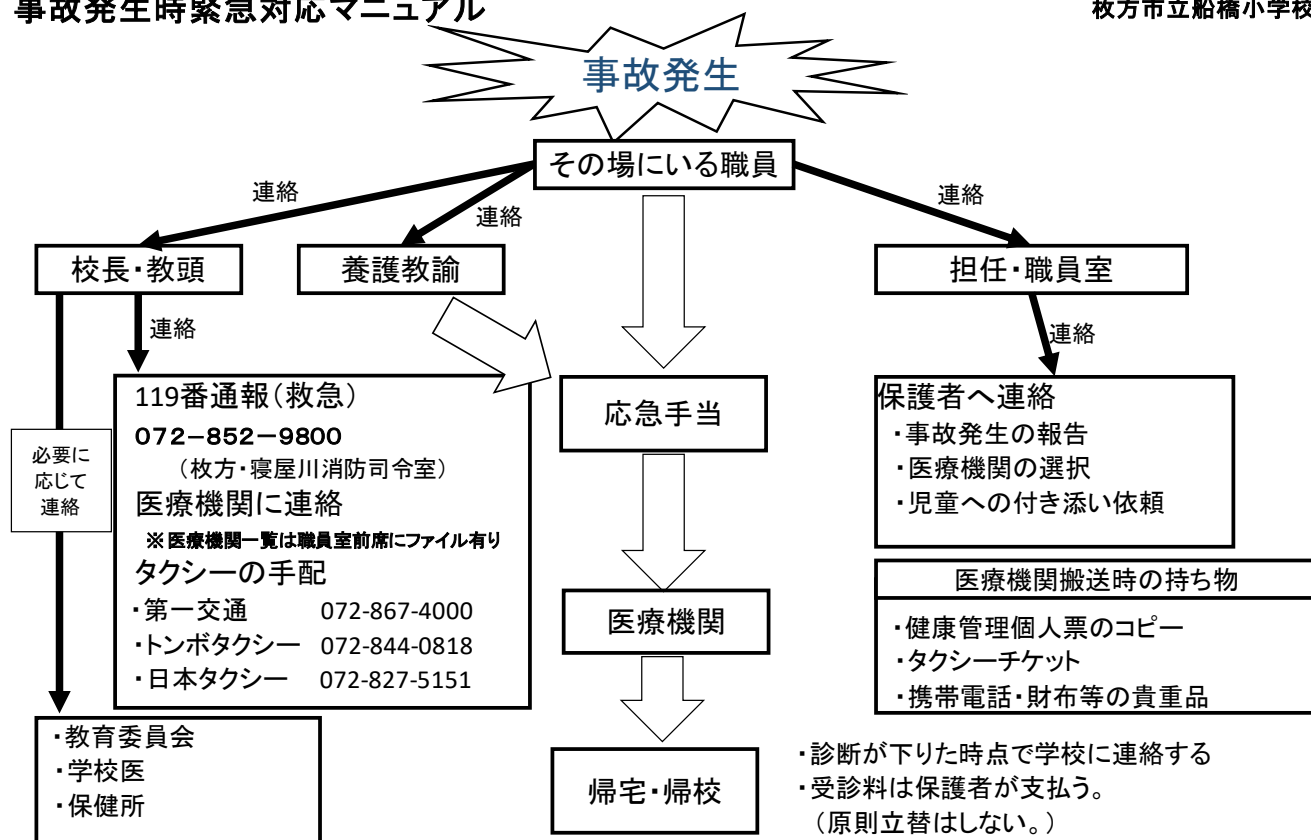
・発見者＝観察者は、子供から離れず観察

・緊急性が高いアレルギー症状があるか、5分以内に判断

- ① 救急車を要請（119番通報）
- ② ただちにエピペン®を使用
- ③ 反応がなく呼吸がなければ、心肺蘇（そ）生を行う AED の使用その場で安静にする 立たせたり、歩かせたりしない！
- ④ その場で救急隊を待つ安静を保つ体位 ぐったり、意もうろうの場合 吐き気、おう吐がある場合 呼吸が苦しく あお向けになれない場合 血圧が低下している可能性があるため、あお向けで足を 15～30 cm 高くする

事故発生時緊急対応マニュアル

枚方市立船橋小学校



(9) 本校の門扉警備体制・校内巡視について

【日常における安全確保対策】

(1) 校門等の管理

- ・登校時のみ、南門を開ける。登下校時以外は校門を閉めておく

(2) 空き教室の施錠

- ・使用していない教室等は必ず施錠し、児童だけの使用は認めない。

(3) 来校者の確認

- ・正門のインターフォンで来校者と用件を確認する。
- ・確認後、解錠する。
- ・来校者の出入口は職員玄関のみとする。その際、受付名簿への記名と名札の着用を依頼する。ただし、給食関係業者はこの限りではない。
- ・来校者へのあいさつ・声かけをする。
- ・事前に来校者の予定があるときは、全職員に周知させておく。

【通常時の警備体制（門の管理）について】

1 登校時

- (1) 原則として朝の開門は8時00分（正門のみ）。
- (2) 登校時は正門を開放。なお、児童へは登校時刻等について、次の点を指導する。
 - ※通常の授業時は、8時00分～8時15分の間に登校すること。
 - ※遅刻して門が閉まっている場合は、通用門から入り、職員室へ行くこと。
 - ※遅刻・欠席する場合は、学校に連絡すること。
- (3) 正門指導（8時00分～8時15分）
 - ※正門で児童の登校を見守る。（教職員から挨拶・声かけをすること。）
 - ※8時30分に施錠。その際、児童の安全に十分配慮し、安全を最優先すること。

2 授業時・休憩時

- (1) 門は施錠している。ただし、正門横の通用口を解錠しておき、ここを出入口として使用する。
- (2) 来校者は、職員玄関において受付簿記入と来校者カードを着用後、職員室に来室するよう依頼する。

3 下校時、放課後

- (1) 下校の際は、正門横の通用口から下校させる。
- (2) 来校者については、授業時と同様。
- (3) 留守家庭児童会からの下校は、児童会側の通用門を使用する。常時施錠し、指導員及び関係保護者のみが施錠・解錠する。

来校者への対応要領

- ①インターフォンで氏名・来校目的等を確認
- ②正門の解錠
- ③受付名簿への記名と名札の着用の依頼
- ④その他

職員は名札を必ずつける。

一般業者・諸団体等は校長・教頭の判断を仰ぐ。

児童面会については特に留意し、直接教室には案内しない。

(4) 校内巡視体制

	巡視時間	担当	実施方法等	備 考
始 業 前	8時05分～ 8時30分	当番 (正・南門) 管理職	正門、南門で挨拶指導をかね て安全面への目配り グラウンド等の巡視	
安全監視員については、児童登校中は南門を中心に、児童登校後は正門横で来校者対応				
授 業 中	随時	授業のない教員 管理職 校務員	1階⇄2階⇄3階 体育館裏、グラウンド等 校門付近	1階教室・トイレを重点的に巡 視する
休 憩 時	20分休み	担任 担任外	教室棟の各フロアに1名の職員 を配置	
	昼休み	全職員 管理職	校舎内外の子どもの様子、周 辺への目配り	
放 課 後	～15時45分	各担任	児童が教室から出たことを確 認する 正門での交通安全に配慮する	教室の施錠は担任で行う
安全監視員については、児童下校中は正門で安全管理				

※基本的に午後15時45分までには下校させる。下校時刻が変更になるときは、保護者に連絡する。

※放課後、学習等で一部児童の下校時刻が異なる場合は、その児童が正門から出たこと、または、留守家庭児童会へ行ったことを確認する。

(10) その他

① 避難訓練について

- 5月 防災訓練(風水害)
- 5月 防災訓練(地震)・引渡し訓練
- 6月 防犯訓練(不審者)
- 9月 防災訓練(大阪880万人訓練)
- 1月 防災訓練(火災)・職員防災訓練(非常ベル・防火扉)

② 職員の研修について

- ・エピペン講習(4月実施)
- ・救急救命講習(6月実施)
- ・状況想定訓練(6月実施)

【学校保健安全法】

危険等発生時対処要領の作成等

第 29 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第 10 条の規定を準用する。